

財政健全化法に基づく健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和7年度決算に基づく「健全化判断比率」ならびに公営企業会計ごとの「資金不足比率」を公表します。この法律は、地方公共団体の財政状況を指標として算定・公表し、健全化の状況をより明らかにするためのものです。

本町における「健全化判断比率(4指標)」と「資金不足比率」は、いずれも下表のとおり健全化法の基準である「早期健全化(経営健全化)基準」を下回っており、現時点では適正な水準にあります。今後も四万十町総合振興計画に位置づけられた将来像に向け、健全な財政を維持していきます。

※下表の早期健全化(経営健全化)基準および財政再生基準は、いずれも令和7年度決算に対する基準を表示しています

※各指標の算定資料の書類などは、総務課(財政班)に備えています

健全化判断比率

指 標		四万十町		[上段] 早期健全化基準 [下段] 財政再生基準	備 考(説明)
		令和7年度 決算	令和6年度 決算		
健全化判断比率	① 実質赤字比率	数値なし	数値なし	13.52 % 20.00 %	一般会計等の実質赤字比率
	② 連結実質赤字比率	数値なし	数値なし	18.52 % 30.00 %	全ての会計の実質赤字比率
	③ 実質公債費比率	7.4 %	7.1 %	25.00 % 35.00 %	公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率
	④ 将来負担比率	数値なし	数値なし	350.00 %	地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

※「①実質赤字比率」および「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも算定されていません

資金不足比率

指 標	公営企業会計名	四万十町		経営健全化基準
		令和7年度 決算	令和6年度 決算	
⑤ 資金不足比率	水道事業会計	数値なし	数値なし	20.00 %
	下水道事業会計	数値なし	数値なし	

※⑤資金不足を生じた会計はなく、算定されていません

財政健全化法に基づく健全化判断比率などについて

健全化判断比率(資金不足比率)とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

各指標には、財政規模などによって「早期健全化基準(経営健全化基準)」と「財政再生基準」といった基準が定められており、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合、または資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合は財政健全化計画を策定し、健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。また、健全化判断比率のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、財政再生計画を策定し、国などの関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い(又は算定されない)ほど財政状況が健全であることを示しています